

# 読書バリアフリー法対応

O2O Book Biz 代表 落合 早苗

JPO ABSC管理委員会 広報WGリーダー

日本ペンクラブ 言論表現委員会 副委員長

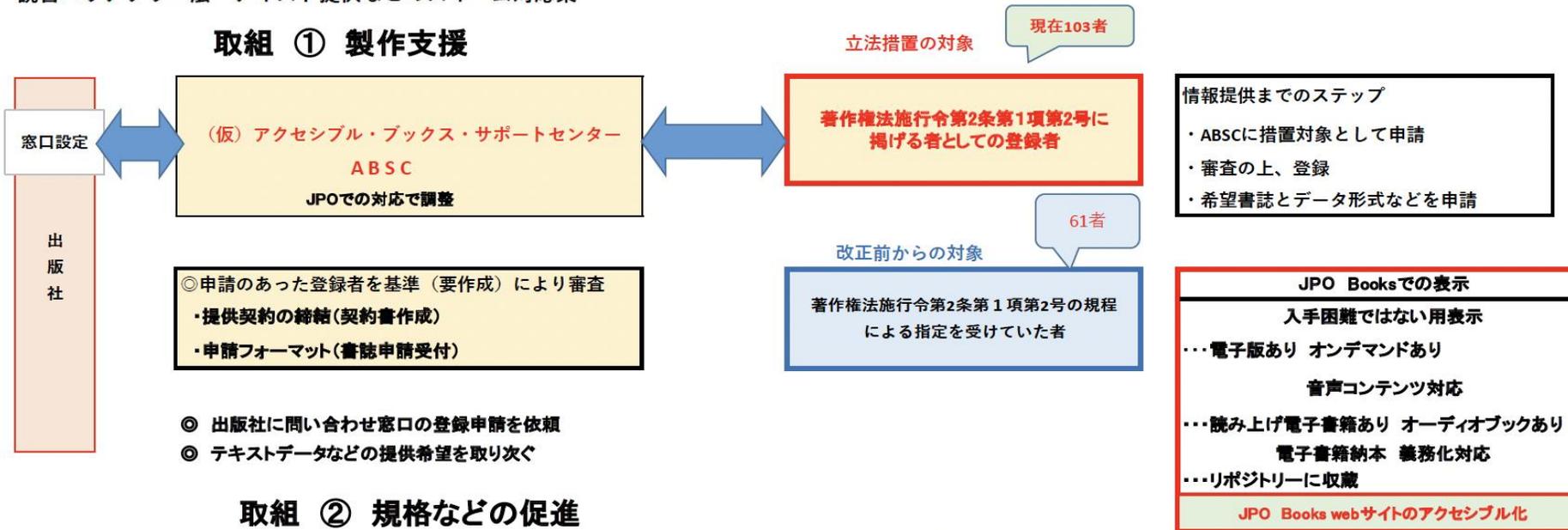
# 読書バリアフリー法

- ▶ 2013年の『マラケシュ条約』批准に伴う、2016年の『障がい者差別解消法』からの『読書バリアフリー法』対応となる。
- ▶ 出版社としての前向きな対応が書協『AB委員会』
- ▶ JPO『ABSC準備会』
- ▶ ABSC準備会傘下の『TTS推進WG』

- ① アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質的向上
  - ② 特定書籍・特定電子書籍の製作支援
  - ③ アクセシブルな電子書籍の販売等の促進・・・規格などの普及促進
  - ④ 書籍購入者へのテキストの提供・・・印刷会社などとの調整が必要
- 読書バリアフリー法 テキスト提供などのスキーム対応案

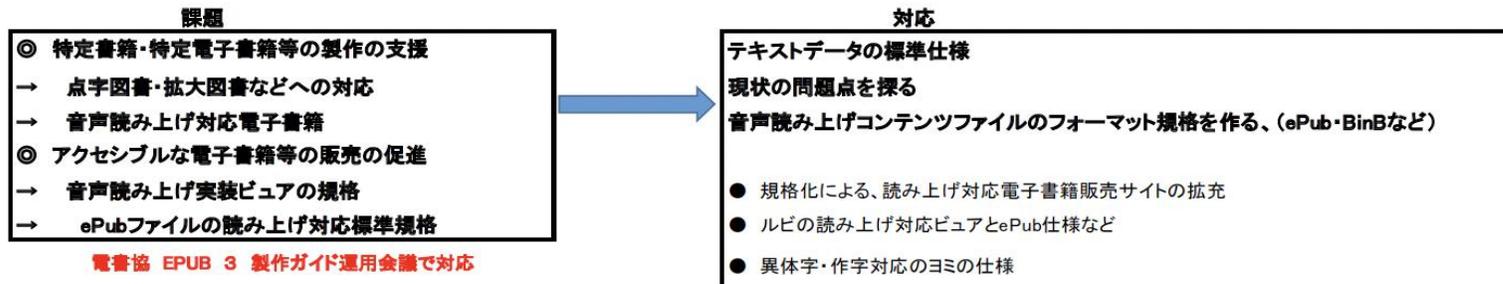
- 技術的支援・製作の支援 テキストデータの提供・DTPデータ
- 音声読み上げ電子書籍販売サイトの拡大とePubフォーマット
- 紙の書籍の本文テキストデータは権利関係なども様々

### 取組 ① 製作支援



### 取組 ② 規格などの促進

日本電子書籍出版社協会(電書協) 電子出版・流通協議会(電流協)の協力を得て推進



これからの課題 (第2 ステップ)



# ABSC

Accessible Books Support Center

[Home](#) ▾

[About us](#) ▾

[アクセシブル・ブックス](#) ▾

[資料集](#) ▾



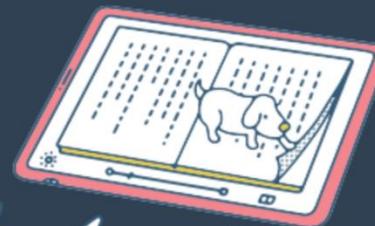
点字本



さわる絵本



オーディオブック



電子書籍



イラストレーション：大野文彰

## 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）概要

### 目的（1条）

視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて  
文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

### 基本理念（3条）

- ・ アクセシブルな電子書籍等（デジター図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること
- ・ アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・ 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

### 国・地方公共団体の責務（4条・5条）

- ・ 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・ 地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

## 基本的施策（9条～17条）

- ①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等（9条）
  - ・ アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実
  - ・ 円滑な利用のための支援の充実
  - ・ 点字図書館における取組の促進 など
- ②インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10条）
  - ・ アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク（サピエ図書館を想定）の運営への支援
  - ・ 関係者間の連携強化 など
- ③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条）
  - ・ 製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援
  - ※特定書籍・特定電子書籍等：著作権法37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等
  - ・ 出版者から製作者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備への支援 など
- ④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条）
  - ・ 技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
  - ・ 著作権者と出版者との契約に関する情報提供
  - ・ 出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援 など
- ⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条）
  - ・ 相談体制の整備 など
- ⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援（14条）
- ⑦情報通信技術の習得支援（15条）
  - ・ 講習会・巡回指導の実施の推進 など
- ⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技术等の研究開発の推進等（16条）
- ⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条）

※地方公共団体は、③のテキストデータ等の提供促進部分・④・⑤・⑧を除き、国と同様に施策を講ずる。

# 読書バリアフリー法に対して

- ▶ 窓口組織を作る
  - ▶ アクセシブルな電子書籍を増やす
  - ▶ TTSを推進する
  - ▶ PCベースでの視覚障害者対応を促進する
  - ▶ 出版業界の理解を促進する
- 出版業界として読書バリアフリー法の対応を積極的に行うこと、それについての理解を得る努力をすること

# 合理的配慮が義務化

障害者差別解消法が変わります！



令和6年4月1日から  
合理的配慮の  
提供が義務化  
されます！

# 出版情報の入力

- ▶ JPROはインフラです。
- ▶ 法改正などに対応してインフラを構築します。
- ▶ 出版情報は、なんとかご協力を頂いてそろいつつあります。
- ▶ JPROは出版社の方々が使ってなんぼです！
- ▶ 権利情報・TTS情報・オーディオブックなどなど積極的な取組をよろしくお願いします

ご清聴ありがとうございました